

「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（令和3年3月31日改正）
 において示されている計画に盛り込むべき事項等

1	都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項
(1)	地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
ア	様々な課題を抱えるものの就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
イ	高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
ウ	制度の狭間の課題への対応の在り方
エ	生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
オ	共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
カ	居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
キ	就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
ク	自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
ケ	市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある人への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
コ	高齢者や障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
サ	保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をしたもの等への社会復帰支援の在り方
シ	地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
ス	地域住民等が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことができる圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理
セ	地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄付や共同募金等の取り組みの推進
ソ	地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施して行くための補助事業等を有効に活用した連携体制
タ	全庁的な体制整備
(2)	市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
ア	市町村に対する支援
イ	市町村が実施する広域事業に対する支援
ウ	都道府県管内の福祉サービスに関する情報の収集及び提供システムの構築
(3)	社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
○	人材の確保や福祉従事者に対する研修体制の整備等
(4)	福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
(5)	市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備への支援に関する事項
ア	単独の市町村では解決が難しい地域生活課題に対する支援体制の構築
イ	都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案
ウ	住民が主体的に市域生活課題の解決に取り組むことができる地域づくりを進めて行くための人材育成、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言
エ	その他必要な事項
(6)	その他
○	都道府県社会福祉協議会の活性化等